

# 一般社団法人 日本数学会 選挙管理規則

2011年3月20日 評議員会承認

2011年5月21日 総会承認

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び運営規程により、理事会の決議により別に定めるものとされている選挙に関する事項について定めるものとする。

(期間)

第2条 この規則に定める期間の末日が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは当該期間はその翌日をもって満了する。

2 前項の規定は、委員の任期についての定めについては、適用されないものとする。

## 第2章 全国区代議員の選挙

(全国区代議員選挙管理委員会)

第3条 全国区代議員選挙に関する事務を管理するための機関として、全国区代議員選挙管理委員会を設ける。

2 全国区代議員選挙管理委員会の委員は、正会員及び名誉会員の中から3名以上5名以内を理事会が選任する。

3 全国区代議員選挙管理委員会の委員の任期は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

4 全国区代議員選挙管理委員会は、委員の互選により、委員会を代表する者として委員長1名を、委員長を補佐する者として副委員長1名を選任し、委員長に事故ある場合には、副委員長が委員長の職務を代行する。

5 全国区代議員選挙管理委員会は、同委員会の決議により、全国区代議員選挙の管理に必要な事項について実施細則を定めることができる。

(選挙の公示)

第4条 全国区代議員選挙管理委員会は、毎年10月上旬、運営規程第10条に基づいて、立候補届出期間、投票期間、開票日を定めてこれを公示する。

(立候補)

第5条 全国区代議員の候補者となろうとする者は、前条の立候補届出期間内に、その旨を文書で全国区選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出(以下「全国区代議員立候補届」という。)には、以下各号のいずれかからの推薦を受けたものであることを要する。

(1) 正会員又は名誉会員25名以上の者(以下「会員推薦」という。)

(2) 運営規程第29条に定める各分科会(以下「分科会推薦」という。)

(3) 定款第67条に定める各支部(以下「支部推薦」という。)

(4) 定款第78条第2項に定める編集会(以下「編集会推薦」という。)

(5) 定款第68条に定める評議員会(以下「評議員会推薦」という。)

3 会員推薦においては、各会員・名誉会員は一時に5名以上の候補者推薦を行うことはできない。5名以上の推薦をした者の推薦は、全て無効とする。

4 分科会推薦においては、各分科会は2名の範囲で行うものとする。

5 支部推薦においては、以下の人数の範囲で行うものとする。

(1) 北海道支部 2名

- (2) 東北支部 2名
- (3) 関東支部 6名
- (4) 中部支部 3名
- (5) 京都支部 3名
- (6) 阪神支部 3名
- (7) 中国・四国支部 3名
- (8) 九州支部 3名

6 編集会推薦においては、2名の範囲で行うものとする。

7 評議員会推薦においては、3名の範囲で行うものとする。

(投票及び当選者の決定)

第6条 全国区選挙管理委員会は、立候補期間経過後速やかに、全国区代議員立候補届として受理した者（以下「立候補者」という。）の各氏名及び加えて4名の名前を書き込める空欄を設けた名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、投票期間が開始する前までに、正会員及び名誉会員にその名簿を配付する。

2 候補者名簿の配付を受けた正会員及び名誉会員は、次の方法によって、投票を行う。

(1) 立候補者数が53名より多い場合は、正会員及び名誉会員は、代議員として適任と思われる候補者名簿の立候補者名に丸印を付する。立候補者数が53名以下の場合には、信任投票とし不適任と思われるものがあれば、その立候補者名を棒線をもって抹消する。

(2) 候補者名簿に掲載された立候補者の他に候補者として推薦したい正会員又は名誉会員がある場合には、その名前を空欄に書き込むことができる。但し、立候補者数が53名より多い場合には、丸印を付した者の数と空欄に書き込まれた名前の数との合計が53名を超えてはならない。また、立候補者数が53名以下の場合には、信任をえた立候補者数と空欄に書き込まれた名前の数との合計が53名を超えてはならない。

3 全国区代議員選挙管理委員会は、開票日に、投票日を開票し、次のとおり当選者を決定し、速やかに公表する。

(1) 立候補者数が53名より多い場合は、候補者名簿において丸印を付されたこと及び空欄に氏名を書き込まれたことをもって1票として、その得票順に当選者とする。但し、立候補者ではない者が当選者となった場合でその者が代議員への就任を承諾しない場合には、順次、次点者をもって当選者とする。

(2) 立候補者数が53名以下の場合は、投票者の10分の1以上の者から不信任として棒線による抹消を受けた者を除いた者及び空欄に氏名を書き込まれた者のうち50票以上を得票した者のうち上位3名をもって当選者とする。但し、立候補者ではない者が当選者となった場合でその者が代議員への就任を承諾しない場合には、順次、次点者をもって当選者とする。

4 全国区代議員選挙の効力に関し不服がある正会員及び名誉会員は、当選者の公表の日から14日以内に、全国区代議員選挙管理委員会に対して文書にて異議を申し出ることができる。

5 前項の規定により全国区代議員選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある場合には、その決定書の交付を受けた日から21日以内に、文書で監事に審査を申し立てることができる。

(補欠選挙)

第7条 全国区代議員選挙管理委員会は、全国区代議員の数が45名以下となった場合には、補欠選挙を行うものとする。

(推薦組織との関係)

第8条 全国区代議員に就任した者は、定款第69条により評議員となり、分科会推薦、支部推薦、編集会推薦により全国区代議員に当選した者は、それぞれの分科会、支部、編集会を代表する評議員となるものとする。

### 第3章 地方区代議員の選挙

(地方区代議員選挙管理委員会)

第9条 地方区代議員選挙に関する事務を管理するための機関として、地方区代議員選挙管理委員会を設ける。

- 2 地方区代議員選挙管理委員会の委員は、正会員及び名誉会員の中から3名以上5名以内を理事会が選任する。
- 3 地方区代議員選挙管理委員会の委員の任期は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。
- 4 地方区代議員選挙管理委員会は、委員の互選により、委員会を代表する者として委員長1名を、委員長を補佐する者として副委員長1名を選任し、委員長に事故ある場合には、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 地方区代議員選挙管理委員会は、同委員会の決議により、地方区代議員選挙の管理に必要な事項について実施細則を定めることができる。

(選挙の公示)

第10条 地方区代議員選挙管理委員会は、毎年1月上旬、運営規程第11条に基づいて、立候補届出期間、投票期間、開票日を定めてこれを公示する。

(立候補)

第11条 地方区代議員の候補者となろうとする者は、前条の立候補届期間内に、その旨を文書で地方区選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出（以下「地方区代議員立候補届」という。）には、以下各号のいずれかからの推薦を受けたものであることを要する。
  - (1) 定款第6条第4項により所属する支部を同じくする正会員又は名誉会員10名以上の者（以下「支部会員推薦」という。）
  - (2) 定款第6条第4項により所属する支部（以下「支部組織推薦」という。）
- 3 支部会員推薦においては、3名以上の推薦を行うことはできない。3名以上の推薦をした者の推薦は、全て無効とする。
- 4 支部組織推薦においては、各支部は定数の範囲で行うものとする。

(投票及び当選者の決定)

第12条 地方区選挙管理委員会は、立候補期間経過後速やかに、地方区代議員立候補届として受理した者（以下「地方区立候補者」という。）の名簿（以下「地方区候補者名簿」という。）を支部毎に作成し、投票期間が開始する前までに、各支部に所属する正会員及び名誉会員にその名簿を配付する。

- 2 地方区候補者名簿の配付を受けた正会員及び名誉会員は、次の方法によって、投票期間内に支部毎に投票を行い、開票日に当選者を確定して、これを速やかに公表する。
  - (1) 支部会員推薦の候補者がいない場合には、支部組織推薦の候補者について信任投

票として不適任と思われるものがあれば、その立候補者名を棒線をもって抹消する方法により行い、投票者数の5分の1以上の者から不信任として棒線による抹消を受けた者を除いた者を当選者とする。

- (2) 支部会員推薦候補者がいる場合には、その支部の定数と3名のうち小さい方の数による連記制による投票を行い、その得票順に当選者とする（同数の場合は、年少者をもって順位を優先する）。
- 3 前項の規定により地方区代議員選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある場合には、その決定書の交付を受けた日から21日以内に、文書で監事に審査を申し立てることができる。

(補欠選挙)

第13条 地方区代議員選挙管理委員会は、支部毎の地方区代議員の数がその支部における定数の半数未満となった場合には、補欠選挙を行うものとする。

#### 第4章 理事の選任

(理事候補者の選定)

- 第14条 理事会は、理事候補者の選任事務を管理するため、毎年2月1日に、理事候補者選定管理委員会を設ける。
- 2 理事候補者選定管理委員会は、理事候補者を選定するため、2月中旬に社員に対し、全国区代議員名簿を配付する。
  - 3 社員は、理事候補者選定管理委員会が定めた日までに全国区代議員の中から6名連記の投票を行う。但し、この場合、任期が1年以上残っている理事及び監事は、投票の対象とはならないものとする。
  - 4 理事候補者選定管理委員会は、前項の投票結果を、社員に対し、速やかに公表する。
  - 5 理事候補者選定管理委員会は、理事を選任する社員総会において、前条に基づく理事候補者選定の結果を報告するものとする。

(理事長候補の選定)

- 第15条 前条の社員総会においては、出席社員による投票により、理事長候補者を選定する。
- 2 理事長の選任において、理事会は、前項の投票結果を尊重するものとする。

#### 第5章 監事の選任

(監事候補者の選定)

- 第16条 理事会は、監事候補者の選任事務を管理するため、毎年2月1日に、監事候補者選定管理委員会を設ける。
- 2 監事候補者選定管理委員会は、監事候補者を選定するため、2月中旬に、正会員及び名誉会員を被選定者として（但し、任期が1年以上残っている理事及び同監事を除く）、任期が1年以上残っている監事の数 $X$ とし4から $X$ を控除した数の連記制による、社員による投票を行い、その結果を社員に対し速やかに公表する。
  - 3 監事候補者選定委員会は、監事を選任する社員総会において、前項に基づく監事候補者選定の結果を報告するものとする。